

## 02.市民会館うらわ準備室・事務用パソコン賃貸借

質問 1	落札後締結する賃貸借契約書について、弊社指定書式を使用することは可能でしょうか。貴団指定書式を使用する場合、賃貸借契約書（案、契約書式・契約条項）を事前に開示頂けますでしょうか。また、落札後、賃貸借契約書の条項内容について、条項変更等の協議は可能でしょうか。
回答 1	落札者（リース会社）様の書式で結構です。 但し、条項変更等も含め、内容については契約時に別途お打合わせの上、修正をお願いする場合がございます。
質問 2	賃貸借料は当月分を翌月末日にお支払いただく認識でよろしいでしょうか。
回答 2	ご認識の通りです。
質問 3	契約保証金は免除という認識でよろしいでしょうか。
回答 3	ご認識の通りです。
質問 4	リース会社ができない業務を調達業者や第三者へ委託する場合の承認フローについて、あらかじめ委託先・委託する業務を記載した書面を提出し承認を得る方法とさせていただきますの点がよろしいでしょうか。
回答 4	ご認識の通りです。
質問 5	契約終了後、機器はリース会社に返還いただける認識でよろしいでしょうか。その場合、機器の取外し・集約作業・機器の返還は貴団の負担にて行っていただけますでしょうか。機器の返還が受注者負担の場合、集約場所は1ヶ所という認識でよろしいでしょうか。
回答 5	契約終了後、機器は返却いたします。 落札者（リース会社）様負担にて引き揚げ条件となります。 当方にて1箇所にとまとめて保管します。エレベーター、台車は使用可能です。
質問 6	<p>契約期間満了後のパソコン等のデータ消去についてデータ消去費用（データ消去作業報告書等の書面発行費用含む）は、リース料に含める必要はございますでしょうか。</p> <p>データ消去について、リース料にデータ消去費用（データ消去作業報告書等の書面発行費用含む）を含む場合、以下ご回答をお願い致します。</p> <p>①データ消去実施場所は、撤去後リース会社の指定場所の実施で構わないでしょうか。</p> <p>②消去方式は、リース会社指定の方式でよろしいでしょうか。</p> <p>③データ消去対象物件はPCに搭載のHDD（SSD）のみでよろしいでしょうか。また、データ消去の対象となるHDD等対象記憶媒体の本数をご回答頂けますでしょうか。</p> <p>④データ消去実施後の提出書類は、データ消去作業報告書でよろしいでしょうか。</p> <p>⑤データ消去作業報告書の提出期限について、努力義務との認識で問題ないでしょうか。</p> <p>⑥ソフトウェア消去にて対応が出来ない場合、物理破壊を実施致しますが、消去報告書に破壊後の記憶媒体の写真は必要ありますでしょうか。</p> <p>⑦BIOS/UEFI（HDD）パスワードが設定されている場合、契約満了、返却時にパスワードを解除または開示して頂けるとの認識で問題無いでしょうか。</p>

回答6	<p>リース期間終了後、落札者（リース会社）様でのデータ消去を含みます。          消去方法、実施場所は任意となります。          データ消去証明書の発行が必要です。書式は任意となります。          提出期限については別途協議させていただきます。</p>
質問7	<p>本件は動産総合保険を付保する必要はありますでしょうか。必要がある場合、以下ご教示ください。</p> <p>①付保する動産総合保険は地震や戦争、噴火等は対象外となる、経過期間に応じて保険金額が減額する一般的なものでよろしいでしょうか。</p> <p>②動産総合保険の加入対象は機器のみであり、ソフトウェアや役務等には付保しないよろしいでしょうか。</p>
回答7	<p>必要ですが、地震等は対象外になる一般的なもので結構です。          また、対象は機器のみで結構です。</p>
質問8	<p>リース会社が機器購入先から物品を購入できない等の契約不適合責任及び物品引渡後の危険負担責任はリース会社にはないという認識でよろしいでしょうか。</p>
回答8	<p>仕様書記載条件について各責任の所在及び当方との契約履行対象は契約者（リース会社）様となります。</p>
質問9	<p>万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点にて残期間の残賃借料が存在する場合、貴団にその金額をご負担していただけますでしょうか。</p>
回答9	<p>協議により対応することとします。</p>
質問10	<p>予算削減等の影響により、過去に賃貸借契約を解約または変更等を実施されたケースはございますでしょうか。</p>
回答10	<p>本調達案件に関連しない事項となりますので、ご回答致しかねます。</p>
質問11	<p>本調達の中に機器の保守は含まれず、受注者に保守義務はないという認識でよろしいでしょうか。</p>
回答11	<p>ご認識の通りです。</p>